

令和3年6月24日

株式会社原田屋

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 令和3年7月1日から令和6年6月30日迄の3年間

2. 内容

目標① 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う

対策 令和3年8月～ 法に基づく諸制度の調査
令和4年5月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標② 令和4年4月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

対策 令和3年8月～ 所定外労働の現状を把握
令和3年10月～ 社内検討委員会での検討開始
令和4年4月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修（年1回）及び社内通知による社内への周知
（年1回）